

## 平成31年広川町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 平成31年3月4日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 平成31年3月18日（9時30分）

### 4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	梅本哲
1番	中尾千枝	8番	神山章憲
2番	丸山修二	9番	稲員信幸
3番	川島忠孝	10番	野田成幸
4番	光益良洋	11番	佐々木四十臣
5番	池尻浩一	12番	江藤龍彦
6番	原野利男		

### 5. 不応招議員

なし

### 6. 出席議員

応招議員に同じ

### 7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	藤島達也
副町長	飯田潤一郎	税務課長	野中洋太
教育長	吉住政子	福祉課長	郷田貴啓
会計管理者兼 総務課長兼会計室長	丸山英明	建設課長	樋口信吾
総務課参事兼 庁舎建設推進室長	鹿田健	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	熊添博
政策調整課長	丸山信夫	協働推進課長	井上新五
環境衛生課長	酒井和哉	教育委員会事務局教育次長	坂本幸枝

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	藤島弘義	書記	原野昌文
書記	丸山輝義		

10. 議事日程

- 日程第1 議案第16号 平成31年度広川町一般会計予算について
- 日程第2 議案第17号 平成31年度広川町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第3 議案第18号 平成31年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第4 議案第19号 平成31年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算について
- 日程第5 議案第20号 平成31年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算について
- 日程第6 議案第21号 平成31年度広川町水道事業会計予算について
- 日程第7 議案第22号 平成31年度広川町下水道事業会計予算について
- 日程第8 議案第23号 広川町立下広川小学校屋内運動場改築工事に係る契約の締結について
- 日程第9 発議第1号 消費税の増税分の社会保障・地方振興を重視した公平な配分を求める意見書の提出について
- 日程第10 発議第2号 「主要農作物種子法」に代わる新たな法律の制定を求める意見書の提出について
- 日程第11 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査について

---

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第4号のとおりであります。

## 日程第1 議案第16号

### ○議長（野村泰也）

日程第1. 議案第16号 平成31年度広川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、一般会計予算審査特別委員長の審査報告を求めます。一般会計予算審査特別委員会委員長、佐々木四十臣君。

### ○一般会計予算審査特別委員会委員長（佐々木四十臣）

おはようございます。一般会計予算審査特別委員会の審査結果につきまして御報告申し上げます。

議案第16号 平成31年度広川町一般会計予算については、去る3月7日の本会議において一般会計予算審査特別委員会に付託されました。特別委員会に常任委員会所管ごとの分科会を設置し、3月8日から3月14日までの7日間、関係職員の説明を求めて、慎重に審査が行われました。

3月15日に特別委員会を開催し、分科会の審査結果の報告を求め、慎重に審査し、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、可決するに当たり、次の附帯決議がなされましたので、御報告します。

- 1、滞納を含む税等の徴収に努め、自主財源率の向上を図られたい。
- 2、各種事業の実施に当たっては、国、県補助事業等を積極的に活用されたい。
- 3、各種団体等への町補助金については、事業効果等を定期的に精査し、補助継続の要・否を検討されたい。
- 4、防災意識の向上のため、引き続き地域組織における防災訓練の推進及び指導を徹底されたい。
- 5、地方創生事業の成果を検証するとともに、関連の取り組みが定住促進へつながるよう努力されたい。
- 6、各種業務の遂行に当たっては、的確な事務執行を徹底されたい。
- 7、公共施設の適切な維持管理・計画的な点検・修理等により長寿命化を推進するとともに、今後の整備・更新など多額の予算を要する事業計画は、町財政計画を見据えて検討されたい。

以上、御報告申し上げます。

### ○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

### ○12番（江藤龍彦）

一般会計予算案に反対討論をいたします。

簡潔に意見を述べますが、まず、民生費の中で人権同和対策振興費の民間運動団体補助金では長年計上されており、補助金の見直しも行われていないように思われます。現在、このような補助金によって、広川町住民にとってどのような効果が上がっているのか、私には見えてきません。解放会館運営費も実質的に特定の団体への負担金となっているように思えま

す。

教育費の中では、人権同和教育費でも文化活動支援事業費として予算化がされております。同和地区という用語を使っていいものかどうか考えるべきではないでしょうか。こうした予算が必要ならば、全町を対象にして一般対策化すべきだと思います。

次に、教育費の中で育英事業費がありますけれども、近年、基金利子が減少し、その利子を図書購入に充てておりますが、私は本来の奨学金として有効に使うべきではないかと思えます。多くの大学生が奨学金を借りて、その借金を背負って卒業している現状があります。子育て支援の面からも鶴寿奨学金の復活を求めるものであります。

また、この基金運営委員会の規則では年1回以上運営委員会を開催するとしておりますけれども、委員会は開かれていないということでありました。大切な基金ではありますが、町の若者のために、子育て支援の面からも計画性を持って利用していくべきではないかと思えます。

以上、簡単ですが、反対の討論を終わります。

**○議長（野村泰也）**

次に、賛成者の発言を求めます。4番光益良洋君。

**○4番（光益良洋）**

私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今回、提案されている一般会計予算案については、予算審査特別委員会に付託され、各分科会において慎重に審議を重ねてまいりました。議会からの前年度決算に対する意見や指摘事項等についても真摯に受けとめられており、適正な予算編成が行われているものと感じられております。その結果、一般会計予算審査特別委員会においても委員長報告のとおり賛成多数での原案どおり可決することに決定しております。

また、今現在、反対意見があった人権同和教育費についてですが、平成29年度に実施されました「広川町人権問題に関する住民意識調査」と、こういった冊子があるわけですがけれども、こういった調査がなされております。その結果を見てみますと、住民のおよそ4人に1人は部落問題に関する正確な知識や理解に欠ける状態にあることがわかります。また、同和問題に関する知識や情報に関する世代別のアンケートにおいては知識がないと回答した人の比率が20歳代に多くいることがこの結果、調査等によってはっきりしております。

人権啓発については引き続き必要でありますし、やはりこのような成果が見られないということはまだ意識が低いと捉える部分も多々あるかと思えますので、そういったところで、まだまだ引き続き必要だなということを思っております。

以上により一般会計予算に賛成するものであります。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

これをもって討論を終結いたします。

討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。一般会計予算審査特別委員長から報告がありました議案第16号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、附帯決議は一般会計予算審査特別委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

日程第2 議案第17号

○議長（野村泰也）

日程第2. 議案第17号 平成31年度広川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、稲員信幸君。

○厚生文教常任委員会委員長（稲員信幸）

おはようございます。厚生文教常任委員会に付託されました議案第17号の審査結果について御報告申し上げます。

平成31年度広川町国民健康保険特別会計予算について、去る3月7日の本会議において付託をされましたので、3月8日、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、可決するに当たり、次の附帯決議がなされたので、報告をいたします。

1、特定健診受診率の目標達成を高く評価する。今後も調査分析し、健康寿命の延伸の視点から、さらに啓発を推進されたい。

2、医療費の縮減、心身の健康づくり推進など、さらに対策を講じられたい。

3、税率等の改定については、低所得者の負担増や加入者に不公平が生じないよう慎重に取り組まれたい。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第17号 平成31年度広川町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。厚生文教常任委員長から報告がありました議案第17号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、附帯決議は厚生文教常任委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

**日程第3 議案第18号**

**○議長（野村泰也）**

日程第3. 議案第18号 平成31年度広川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、稲員信幸君。

**○厚生文教常任委員会委員長（稲員信幸）**

厚生文教常任委員会に付託されました議案第18号の審査結果について御報告を申し上げます。

平成31年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について、去る3月7日の本会議において付託されましたので、3月8日、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第18号 平成31年度広川町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

**日程第4 議案第19号**

**○議長（野村泰也）**

日程第4. 議案第19号 平成31年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議

題といたします。

本案について、常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、稲員信幸君。

**○厚生文教常任委員会委員長（稲員信幸）**

厚生文教常任委員会に付託されました議案第19号の審査結果について御報告申し上げます。

平成31年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算について、去る3月7日の本会議において付託されましたので、3月8日、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第19号 平成31年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

**日程第5 議案第20号**

**○議長（野村泰也）**

日程第5. 議案第20号 平成31年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、常任委員長の審査報告を求めます。総務産業常任委員長、光益良洋君。

**○総務産業常任委員会委員長（光益良洋）**

総務産業常任委員会に付託されました議案第20号の審査結果について御報告申し上げます。

平成31年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算について、去る3月7日の本会議において付託されましたので、3月13日、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第20号 平成31年度広川町広川防災ダム管理特別会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

**日程第6 議案第21号**

**○議長（野村泰也）**

日程第6. 議案第21号 平成31年度広川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について、常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、稲員信幸君。

**○厚生文教常任委員会委員長（稲員信幸）**

厚生文教常任委員会に付託されました議案第21号の審査結果について御報告を申し上げます。

平成31年度広川町水道事業会計予算について、去る3月7日の本会議において付託されましたので、3月11日、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、可決するに当たり、次の附帯決議がなされたので、報告をいたします。

- 1、使用料金の滞納徴収に一層の努力をされたい。
- 2、未加入者の実態を把握し、加入促進について一層の努力をされたい。
- 3、公営企業の健全化を図るため、財政面も含め更新計画等を検討されたい。

以上、御報告を申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第21号 平成31年度広川町水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**



異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。厚生文教常任委員長から報告がありました議案第21号に対する附帯決議を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、附帯決議は厚生文教常任委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

#### 日程第7 議案第22号

○議長（野村泰也）

日程第7. 議案第22号 平成31年度広川町下水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について、常任委員長の審査報告を求めます。厚生文教常任委員長、稲員信幸君。

○厚生文教常任委員会委員長（稲員信幸）

厚生文教常任委員会に付託されました議案第22号の審査結果について御報告を申し上げます。

平成31年度広川町下水道事業会計予算について、去る3月7日の本会議において付託されましたので、3月11日、関係職員の説明を求め、慎重に審査し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、可決するに当たり、次の附帯決議がなされたので、報告をいたします。

- 1、受益者負担金及び使用料の滞納が生じないように、日常の徴収に努められたい。
- 2、下水道未加入者の加入促進については、法的措置を含め、あらゆる方策を検討し、対策を講じられたい。
- 3、公営企業として健全な財政運営に努められたい。

以上、御報告申し上げます。

○議長（野村泰也）

委員長の報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第22号 平成31年度広川町下水道事業会計予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。厚生文教常任委員長から報告がありました議案第22号に対する附帯決

議を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、附帯決議は厚生文教常任委員長の報告のとおり承認され、町長へ送付することに決定いたしました。

#### 日程第8 議案第23号

○議長（野村泰也）

日程第8. 議案第23号 広川町立下広川小学校屋内運動場改築工事に係る契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

おはようございます。議案第23号について提案を申し上げますが、朗読をもって提案したいと思います。

---

#### 議案第23号

広川町立下広川小学校屋内運動場改築工事に係る契約の締結について

広川町立下広川小学校屋内運動場改築工事について、次のように契約を締結するものとする。

平成31年3月18日 提出

広川町長 渡 邊 元 喜

- 1 事業名 広川町立下広川小学校屋内運動場改築工事
- 2 契約額 536,760千円
- 3 契約の相手方 福岡県八女市津江44番地2  
イノウエ・シティ特定建設工事共同企業体  
代表 株式会社イノウエハウジング  
代表取締役 井上正通  
(構成員)  
株式会社イノウエハウジング  
福岡県八女市津江44番地2  
株式会社シティハウス  
福岡県八女郡広川町大字日吉805番地

#### 提案理由

広川町立下広川小学校屋内運動場改築工事のため、指名競争入札により契約者を定めたが、その者と工事請負契約を締結するにあたり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広川町条例第19号）第3条の規定に基づき町議会の議決を求める。

---

どうぞ慎重審議をいただいて御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。12番江藤龍

彦君。

○12番（江藤龍彦）

この下広川小の屋内運動場改築工事の計画については、予算面から見ると非常にわかりにくい数字になっています。最初に出たのが平成29年だったと思いますが、当初予算で上げられております。その後、継続費の補正があって、平成29年と平成30年にまたがるような事業になっておるんですが、30年度の当初予算では基金繰り入れとか地方債、国庫負担など出てきております。それもまた補正がありまして、平成29年度から平成30年度の継続費として上げられておるんですが、いよいよその工事の契約をするに当たって、財源が今現在どういうふうな措置がなされておるのか。

それから、予算書として本当に理解が難しい形になってきておるんですが、今後、平成31年度の予算書の中で何かわかりやすいような形式が出てくるのかどうか。今、継続費が29年から始まっておりますから、もう29年は過ぎて31年度ですので、今後、どのように予算の形式がなされていくのか、また財源についても伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

今、予算の関係でございますけれども、事業といたしまして国の補正なりがつきまして、財源については国、それから地方債、それも交付税措置のあるものを使うようにしております。

それで、本年、31年度の予算書の167ページでございますけれども、下広川小学校屋内運動場改築工事に係ります継続費の支出額等の表を添付しております。こちらのほうに年度ごとに年割額、財源内訳、それから支出等の一覧でつけておりますので、こちらのほうを御参照いただければ御理解いただけるものと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第23号 広川町立下広川小学校屋内運動場改築工事に係る契約の締結についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第1号

○議長（野村泰也）

日程第9．発議第1号 消費税の増税分の社会保障・地方振興を重視した公平な配分を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。5番池尻浩一君。

**○5番（池尻浩一）**

今回、消費税の増税分の社会保障・地方振興を重視した公平な配分を求める意見書の提出についてお願いします。

では、御説明します。文書にすると非常に内容がわかりにくくなるものだなということを今回、改めて思いましたので、少しかみ砕いて御説明させていただきたいと思えます。

今回の意見書では、消費税増税絶対反対という考えではありません。消費税の増税については、社会経済の状況、先進国の比較から見ても、ある程度仕方ないという部分もあります。近年は予想を超える自然災害も発生し、緊急的に公費をつぎ込むことも当然のことと思えます。しかし、それと並行して常時少子・高齢化による社会保障費の増大への対応、個人収入、あるいは地方財政収入などの格差拡大の是正というものは適正に行っていかなければなりません。

そして、今回の消費税増税の中には軽減税率というものも含まれております。主に飲食料品といったものが多いのですが、同じ飲食店の中でも出前、テイクアウトは8%のまま、店内での飲食は10%のまま、さらに学校給食は8%、学生食堂で食べる食堂等の利用は10%、新聞の週2回以上の発行で配達していただけるようなものは8%、コンビニで購入するようなものは10%といったものもあり、またそれに対応するレジの変更というものもあります。

補助金が4分の3ほどしていただけることになって自己負担が4分の1といえども、地方の商店にとってはかなりの負担なものとなります。また、経過措置というものも今回は取り組まれており、入場料金や乗車券の販売取引、電気、ガス、水道、通信サービスの料金、また工事、ソフトウェアなどの請負契約、予約契約の取引や賃借契約などが経過措置として含まれているとなっています。

また、今後の動きとしてキャッシュレス化が進められます。ETC、電車、バスのカード、また最近ではペイペイやラインペイなどのスマホ決済などがキャッシュレス化の動きとしてなっておりますが、個人利用者はセキュリティー面の不安もあります。キャッシュレス化が進む理由としては国際化に合わせた動きとも思われますが、海外のカード化はにせ札の横行によるものが多く、日本ではそぐわない形も多いと思われます。また、都市部や若い年代には有利でも、地方で使えない部分や高齢者でキャッシュレス化になかなか動かない部分もあります。これに税を含めたポイント還元では公平性が失われていきます。

何より税制の基本である公正、中立、簡素の3要素をよく検討していただけるよう、会議規則第13条第1項及び第2項の規定に基づき、今回の意見書提出とさせていただきます。皆様の御理解と御賛同を賜りたく、よろしくをお願いします。

**○議長（野村泰也）**

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。12番江藤龍彦君。

**○12番（江藤龍彦）**

私は消費税の増税には反対という立場から反対討論をしたいと思います。

この意見書案では理解できるところも多々あるわけですが、意見書案にもあるように、消費税の増税は多くの問題を抱えておりますし、また景気の回復は見られておりません。増税すればますます消費が落ち込んで、不況に拍車をかけることになると思います。最近の景気動向の指数を見ますと、経済が落ち込みに入っている可能性があるとしております。増税の根拠がさらに崩れた形であります。

最近見ましたネットのニュースでは、30代、また40代の貯蓄ゼロが23.1%と前年度比6ポイント上昇したということであります。また、この消費税は逆進性を抱えており、税制上の事務の複雑化も考えられ、中小事業者の負担がますますふえていくこととなります。この意見書案に賛成しますと、増税を容認することになりますので、反対をいたします。

**○議長（野村泰也）**

反対討論がありましたので、次に、賛成者の発言を求めます。ありませんか。11番佐々木四十臣君。

**○11番（佐々木四十臣）**

私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

本当に税金は上がらなければ上がらないがいいです。それはもう国民全員がそう考えてあると思います。しかし、やっぱり長い時間かけて消費税10%やむなしというようなことになってきた。その中で軽減税率という部分が出たので、税率を上げて10%にして、2%返すとか5%返すとか、それもいろいろなシステムで、とても頭の中で整理がつかんというような状況ならば、本当に2%上げなくてもいいんじゃないかという気はするんです。しかし、やっぱり諸般の状況から10%やむなしということになってきましたので、それはそれとして私はもう認めざるを得ないのかなと考えます。

ただし、きょうの発議に出ていますように、この軽減税率の部分をやっぴりもう少し整理して、高齢者まで本当に理解できるような、使いやすいようなシステムになればいいかなというような気持ちは持っています。これはやはり、ぜひ政府のほうでも鋭意御検討いただくとしますので、基本的にきょう出されました発議には賛成いたします。

**○議長（野村泰也）**

これをもって討論を終結いたします。

これから発議第1号 消費税の増税分の社会保障・地方振興を重視した公平な配分を求める意見書の提出についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（野村泰也）**

異議がありますので、この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（野村泰也）**

起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

**日程第10 発議第2号**

○議長（野村泰也）

日程第10. 発議第2号 「主要農作物種子法」に代わる新たな法律の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。11番佐々木四十臣君。

○11番（佐々木四十臣）

発議第2号に係る趣旨説明をさせていただきます。

主要農作物種子法が廃止されましたことにより、これまで同法に依拠して都道府県が行ってきまされた種子の改良や安定供給に係る取り組みに法的な裏づけがなくなりました。稲、麦、大豆など、種子価格の高騰や地域条件に適合した品種の生産、普及などが衰退してしまうのではないかという不安が広がってきました。平29年11月15日にこの法案に係る政府の説明として、農業競争力強化プログラムにおいて、戦略物資である種子、種苗については国の国家戦略、知財戦略として民間活力を最大限に活用した開発供給体制を構築する。そうした体制整備に資するため、これまで地方公共団体中心のシステムで民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法を廃止するために法整備を進めるというようなことが農水省の見解として示されました。

私は日本農業の国際競争力の向上ということは、積年の政治課題であり、絶対必要だと思います。競争力強化という視点に対しては何ら疑問を持ちません。ただ、これまで主要農作物種子法を根拠法として、都道府県によって地域に適合した稲、麦、大豆等の栽培しやすく、しかも、おいしい種子の開発を実に長い時間をかけて費やした結果として、農業者への安定価格での提供をしてこられました。それができたのは、やはり同法による国の責任としての財政的支援があったからと認識をいたします。

主要農作物種子法が廃止されましたことで、多様性と地域に適合した我が国固有の伝統的農作物の種子が世界の多国籍企業による画一化したもののみ込まれ、多国籍企業を含む民間企業による種子開発は、ひいては種子価格の高騰を招くと大きな懸念が広がってまいりました。

そこで、将来的な国民の食糧の安定と安全性を確保し、種子を国民の共有財産として守り、次代に継承していくためにも主要農作物種子法にかわる新たな法律の制定をぜひとも求めたいというものでございます。

議員各位におかれましては、賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上をもって趣旨説明を終わります。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから発議第2号 「主要農作物種子法」に代わる新たな法律の制定を求める意見書の

提出についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

**日程第11 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の  
所管事務調査について**

○議長（野村泰也）

日程第11. 常任委員会、議会運営委員会及び議会広報調査特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長、厚生文教常任委員長、議会運営委員長及び議会広報調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成31年第1回広川町議会定例会を閉会いたします。

**午前10時16分 閉会**

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長

2 番 議 員

8 番 議 員